

北広行管第361号

平成28年1月19日

北広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 尾崎英雄様

北広島市長 上野正三



行政不服審査法の改正に伴う情報公開・個人情報保護制度の対応について（諮問）

このことについて、北広島市情報公開・個人情報保護審査会条例第3条第1項第3号の規定により、貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

行政不服審査法の全部改正に伴う北広島市の情報公開・個人情報保護制度における不服申立ての対応について

2 諮問理由

平成26年6月13日に、行政不服審査法が制定以来50年ぶりに抜本的に改正・公布され、平成28年4月に施行されます。

この法改正により、審理員や行政不服審査会の設置等の不服申立てに対する審査制度が大きく変わることから、北広島市における情報公開及び個人情報保護に関する不服申立制度の対応について諮問します。

北広島市役所総務部行政管理課
行政経営担当：阿部
電話 011-372-3311（内線766）